

新居浜市池田池公園

飲料用自動販売機設置事業者

募集要項

令和8年1月13日

新居浜市建設部都市計画課

新居浜市池田池公園 飲料用自動販売機設置事業者募集要項

新居浜市では、池田池公園に設置する飲料用自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）を次のとおり募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知した上でお申込みください。

1 設置目的

災害発生時に無償で飲料を提供することのほか、来園者等に対して飲料の利便性を確保するとともに、市有財産を有効活用することにより財源確保を図り、市民サービスの向上を進めていくことを目的とします。

2 設置施設（場所）等

（1）設置施設（場所）

新居浜市船木字上原

池田池公園内 駐車場付近（※別紙1 「設置場所位置図（1）、（2）」参照）

※ 設置予定機種によっては、販売商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉その他設置・撤去時等に支障が生じる場合がありますので、必ず設置場所を確認してください。

（2）設置場所利用時間等

24時間365日

3 設置の態様

自動販売機の設置は、都市公園法第5条第1項の規定に基づく公園施設の設置許可（以下「設置許可」という。）により行うものとします。

なお、使用料の額、設置許可の申請その他自動販売機の設置に伴い必要な事項は、この募集要項に定めるもののほか、「新居浜市公園条例（平成27年条例第23号）、新居浜市公園条例施行規則（平成27年規則第29号）、新居浜市行政財産使用料条例（平成3年条例第7号。以下「使用料条例」という。）、新居浜市行政財産使用許可に係る自動販売機の設置に関する取扱要綱（平成21年要綱第8号）」の定めるところによります。

4 設置許可の期間（設置期間）等

（1）設置許可の期間

設置許可の期間は、自動販売機を設置する日（令和8年4月上旬※予定）から令和9年3月31日までとします。

ただし、必要に応じ、令和9年4月1日から4年を超えない期間で更新することができます。

（2）設置許可の取消し

新居浜市において、公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は設置許可の条

件に反する等設置許可を継続することが適当でないと認められるときは、設置許可の期間中であっても当該設置許可を取り消すことがあります。

(3) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、設置許可の期間が満了する日前までに自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3月前までに新居浜市に申し出るものとします。

(4) その他

法令や条例の改正その他の事由により変更が必要となる事項が生じたときは、当初設定した公募条件を変更することができます。

5 使用料等

(1) 使用料の額

使用料の額（月額／台）は、次のアからウまでに掲げる額の合計額とします（※使用料条例第2条第1項及び別表に規定する額による。）。

ア 500円

イ 売上金額に売上手数料率を乗じて得た額（＝売上手数料）

※売上手数料率（100分の10以上の率で市長が決定した率）＝全ての資格要件等を満たした応募者のうち、100分の10以上の率で最高の率を応募（提案）した者の率

ウ 使用に要する光熱水費（電気代等）の実費相当額

(2) 使用料の納入

使用料は、月ごとに新居浜市が発行する納入通知書により指定の金融機関等において、指定期日までに納入してください。

(3) 売上金額等の報告

設置事業者は、月ごとの売上金額及び販売本数等を翌月10日（※当該日が閉庁日である場合は、直後の開庁日）までに新居浜市へ報告してください。

なお、売上金額及び販売本数等は、新居浜市が以後に実施する自動販売機設置の公募に際し、公表することができます。

6 必要経費等

自動販売機（子メーター・回収ボックスその他附帯設備等を含む。）の設置、管理、撤去及び原状回復は、設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

7 設置台数

1台

8 販売品目（商品）・価格等

(1) 販売品目（商品）

清涼飲料水（お茶・水・ジュース・コーヒー・紅茶及びこれらに類する品目）とし、酒

類（ノンアルコール飲料を含む。）等は販売できません。また、夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更してください。

なお、販売品目の変更等を行う場合は、事前に新居浜市に申し出た上で、その承諾を得てください。

（2）販売商品の容器

缶・ペットボトル等リサイクル可能な密閉式容器で、ビン類は除きます。

（3）販売価格

標準販売価格（市価）を上限としてください。

9 設置機種等

（1）外形寸法（本体：大きさ）

1.80m（幅）×1.00m（奥行）×2.00m（高さ）を上限とします。

※自動販売機に併設される容器回収ボックスの設置も見込んだ形での外形寸法です。

（2）災害救援ベンダー（災害救援型）

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に新居浜市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供していただきます。

なお、災害発時の対応（飲料の無償提供等）については、応募書類の受付時に画面（自由様式）を提出し、当該内容の説明をお願いいたします。

（3）形状・デザイン（外観色を含む。）等

公園に設置することを踏まえ、周辺環境に害するおそれのないもの、公序良俗に反するおそれのないもの等で、著しく華美なものでないものとしてください。また、商品購入時に過大な音や音声を発しない機種としてください。

（4）環境に配慮した対策

消費電力の低減等の技術を導入した省電力・省エネ機能搭載型、及び二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応型など、環境対策機能を備えたものとしてください。

（5）耐震対策等の安全対策

耐震対策（転倒防止策）等を施し、安全性に十分配慮し設置してください。

（6）電気子メーターの設置

自動販売機の使用電力計測用の子メーターを設置してください。

（7）容器回収ボックスの設置

自動販売機に併設して、容器の種類ごとに使用済み容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で、満杯とならないように適宜回収し、関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

なお、回収ボックスの種類・形式・規格等は、新居浜市と協議の上設置してください。

10 維持管理等

（1）フル・オペレーション

自動販売機の設置、販売商品の補充、メニュー・エンジ、使用済み容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機の内部・外観・周辺の清掃美化、

期間満了時の撤去等自動販売機の維持管理・運営等に必要な一切の業務は、設置事業者の責任において行ってください。

なお、一部の業務について他者に行わせる場合は、自動販売機を設置する日までに、当該他者との間で委託契約等を締結するものとし、当該委託契約等の締結後、速やかに委託契約書等の写しを新居浜市に提出してください。

(2) 衛生管理・感染症対策

衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には、遅滞なく手続等を行ってください。

(3) 故障、問合せ及び苦情への対応

設置事業者は、自動販売機の見やすい箇所に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問合せ及び苦情について、全て設置事業者の責任において対応してください。

(4) 設置機種の変更

設置した自動販売機（機種）の変更を行う場合は、事前に新居浜市に申し出た上で、その承諾を得てください。

(5) 設置機器の毀損等

新居浜市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置した自動販売機（商品等を含む。）が汚損、毀損又は盗難したときは、新居浜市はその責を負わないものとします。また、この場合において、設置事業者の負担において、速やかに復旧してください。

1.1 応募資格要件

次の要件を全て満たす個人又は法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項に規定する者でその事実があった後3年間を経過していないものでないこと。
- (2) 法令等の規定により自動販売機による清涼飲料水販売について、関係機関の許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていること（※新居浜市が指定する日までに当該許認可等を受ける見込みのある場合は可とする。）。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員の利益となる活動を行う者（法人にあっては、役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者）でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (6) 国税及び市（町村民）税等を滞納していないこと。
- (7) 指名停止措置を受けていたり又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者でないこと。
- (8) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、新居浜市内で過去3年間に2年以上の実績を有していること。

1.2 申込書等提出書類

応募者が個人か、法人かに応じて、次の書類を提出してください（※各1部）。

なお、新居浜市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができます。

提出書類			個人	法人
(1) 應募申込書	様式第1号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(2) 使用料(売上手数料率)提案書（※備考2参照）	様式第2号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(3) 販売（予定）品目一覧表	様式第3号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(4) 誓約書	様式第4号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(5) 設置予定自動販売機の形状・デザイン・寸法 ・消費電力その他仕様が確認できるもの	カタログ等 ※写真等添付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(6) 住民票	※発行の日から 3月以内のもの	<input type="radio"/>		
(7) 身分証明書		<input type="radio"/>		
(8) 登記事項全部証明書 (※履歴事項又は現在事項のいずれか。)			<input type="radio"/>	
(9) 定款、寄附行為又は規約等	※要・原本証明		<input type="radio"/>	
(10) 印鑑登録証明書 (※法人にあっては印鑑証明書)	※発行の日から 3月以内のもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(11) 災害発生時の対応（飲料の無償提供等）に係る書類	自由様式	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(12) 自動販売機設置業務の実績を証する書類 (新居浜市内で過去3年間に2年以上の自動販売機設置実績を証明するもの)	※自動販売機設置に係る契約書、 官公庁の使用許可書の写し等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(13) 国税の納税証明書 (所得税又は法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない証明書)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(14) 上記「11 応募資格要件」の(2)に係る 許認可書等の写し	※要・原本証明	(○)	(○)	

備考1 提出書類(1)から(4)までの書類は、様式第1号から様式第4号までの指定の様式を使用し、提出のこと。

2 提出書類(2)「使用料(売上手数料率)提案書」は、次の事項に留意の上作成し、

提出のこと。

(1) 長形3号（横120mm×縦23mm）の無地封筒に入れ、糊付けのこと。

(2) 表面には、『自動販売機設置使用料提案書』在中と朱書きし、応募者の住所及び氏

名（法人にあっては、所在地及び名称（商号）・代表者氏名）並びに提出日を記入の

こと。

(3) 裏面には、上・中・下の3箇所に割印を押印のこと（※別紙2「使用料（売上手数料率）提案書封入例」参照）。

※ 提出後の「使用料（売上手数料率）提案書」は、差替え、再提出等はできないものと
する。

13 申込書等の配布

(1) 配布場所

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市建設部都市計画課（市役所4階） ☎0897-65-1270（直通）

(2) 配布期間

令和8年1月13日（火）から同年2月13日（金）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
の執務時間中（8時30分から17時15分まで）

(3) 上記「12 申込書等提出書類」のうち様式第1号から様式第4号は、新居浜市（建設部都市計画課）ホームページからダウンロードできます。

14 申込書等の提出

(1) 提出場所

上記「13 申込書等の配布」の（1）配布場所に同じ。

(2) 提出期間

令和8年1月30日（金）から同年2月13日（金）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
の執務時間中（8時30分から17時15分まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は2月13日（金）必着とする。

15 設置予定事業者の決定等

(1) 決定方法

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格及びこの募集要項に定める全ての条件を満たしている者を選定対象とし、これらの者のうち「使用料（売上手数料率）提案書」に記載した売上手数料率が100分の10以上で、かつ、最高の率を提案した者を設置予定事業者として決定します。

なお、選定対象となった者のうち、最高の率を提案した者が2者以上あるときは、当該提案者によるくじ引きにより設置予定事業者を決定します。

(2) 決定日

令和8年3月2日（月）

（※最高の率を提案した者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定するため、設置予定

事業者の決定は、後日となります。）

(3) 設置予定事業者の公表等

新居浜市（建設部都市計画課）のホームページにおいて、設置予定事業者の決定状況を掲載するとともに、全ての申込者に結果を通知します。

（4）応募等の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募等を無効とします。

- ア 応募資格要件を欠いている者が応募したもの
- イ 指定の期間内に応募書類等が提出されなかったもの
- ウ 応募申込書等の氏名、押印その他必要箇所について、誤脱（不明瞭な場合を含む。）又は虚偽の記載等があるもの
- エ 新居浜市が指定した様式がある場合において、当該様式を使用していないもの
- オ 「使用料（売上手数料率）提案書」において、2つ以上の売上手数料率を提案し、又は最低の売上手数料率（100分の10）を下回る率を提案したもの
- カ 設置事業者の応募及び決定に関し、不正な行為を行ったもの
- キ その他募集要項に規定する応募に関する条件等に違反したもの

16 公園施設等設置許可の手続等

（1）申請書の提出

設置予定事業者として決定を受けた者は、市長が指定する期日（※3月中旬予定）までに「公園施設等設置許可申請書」を提出し、その許可を受けてください。

なお、市長が指定する期日までに、正当な理由なく公園施設等設置許可申請書を提出しない場合は、設置予定事業者の決定を取り消し、次順位者を設置予定事業者とします。

（2）更新に伴う提出書類

令和9年4月以降、設置事業者が設置許可の更新を希望する場合は、公園施設等設置許可申請書を提出していただくことになります。

17 設置事業者の決定

設置予定事業者として決定を受けた者が、上記「16 公園施設等設置許可の手続等」の（1）に記載する許可を受けた場合に、自動販売機の設置事業者として決定したものとします。

【問合せ先】 〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市建設部都市計画課公園緑地係（市役所4階）

☎0897-65-1270（内線2428）

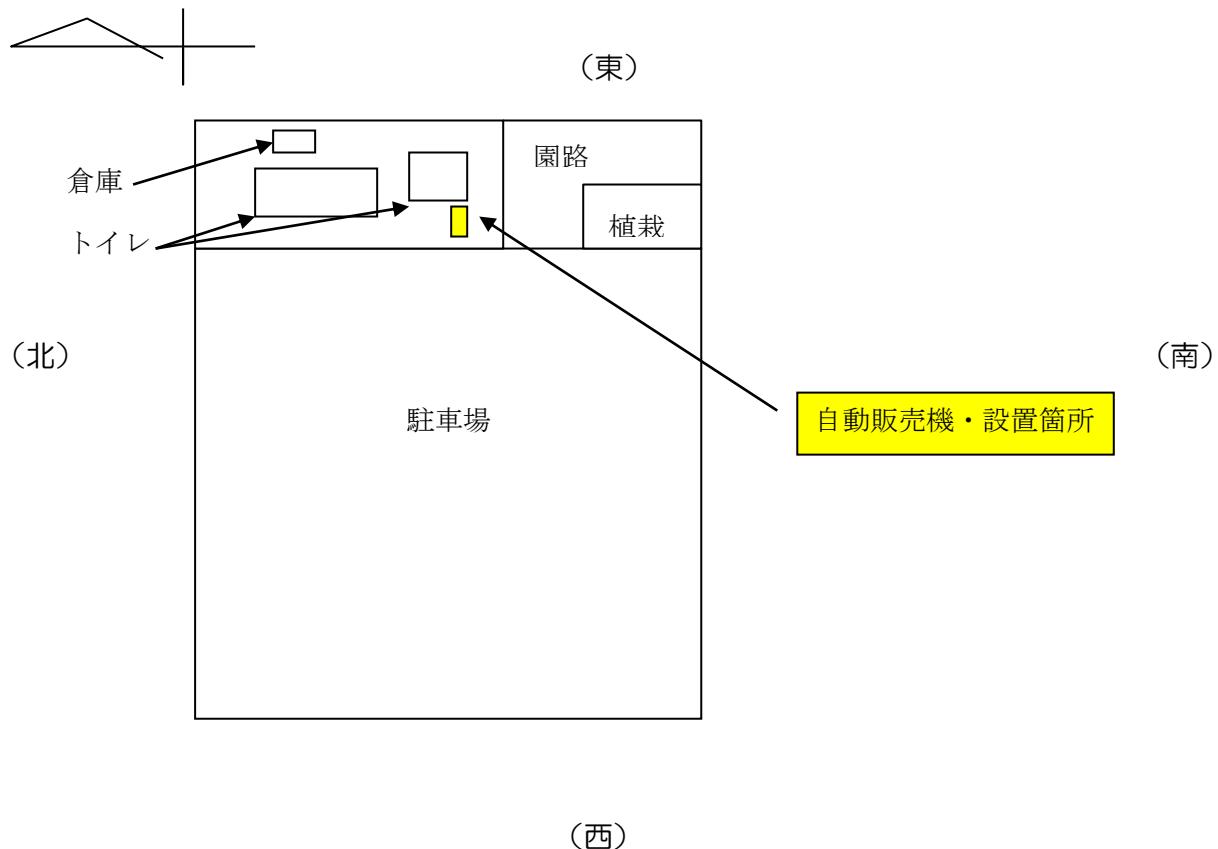
別紙1

＜設置場所位置図（1）＞

1.池田池公園 全体図



2.池田池公園 駐車場付近 平面図



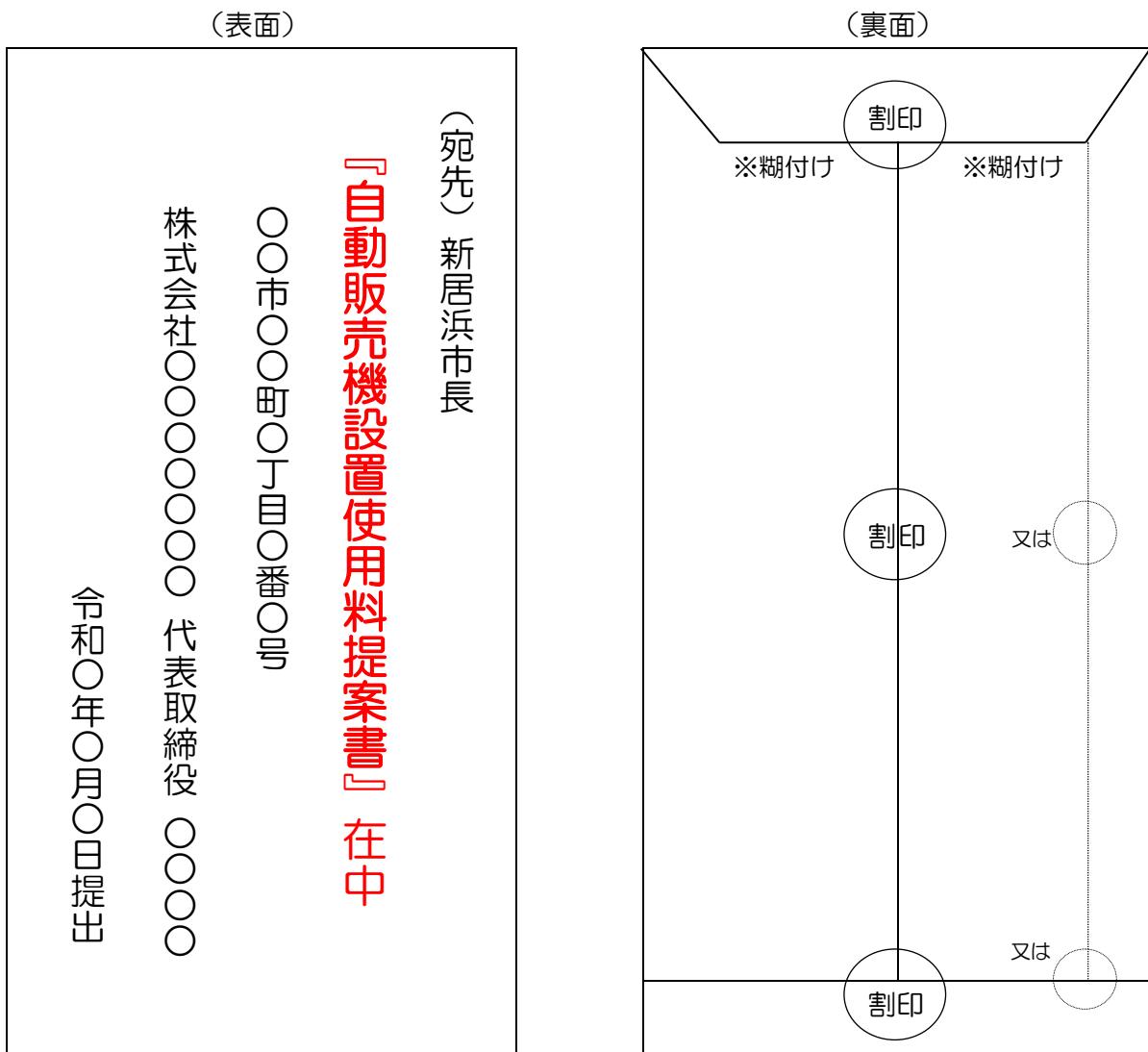
<設置場所位置図（2）>

3.池田池公園 駐車場付近 現地写真



別紙2

＜使用料（売上手数料率）提案書封入例＞



- 注1 封筒は、長形3号（横120mm×縦235mm）の無地封筒を使用し、「使用料（売上手数料率）提案書（様式第2号）」に必要事項を記入・押印の上、必ず糊付けし封入してください。
- 2 封筒の表面には、『自動販売機設置使用料提案書』在中と朱書きし、応募者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称（商号）・代表者氏名）並びに提出日を記入してください。
- 3 封筒の裏面には、上・中・下の3箇所に割印（※提案書に押印した印鑑）を押印してください（使用封筒裏面の綴代に応じて中央又は右端等）。